

○平成25年3月11日（月）

○宮本委員長 次の方、準備願います。

あなだ委員。

○あなだ委員 まず、私からは生活保護、これ一本に絞ってやらせていただきたいと思ひます。

まず、生活保護は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度について必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を目的としており、生活保護法の定める要件を満たす限り、国民は保護を無差別、平等に受けることができると、そうした制度であります。が、今回予算において、本市の保護行政が、こうした考えにのっとった形になっているか、そうした観点から確認をしてみたいと思ひます。

まずは、生活保護を取り巻く現状と課題について、市としてどう認識した上で、今回の予算執行に臨まれているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐々木福祉保険部次長 本市における生活保護受給者は、約4割を占める高齢者世帯の増加や、厳しい雇用状況が続いていることを反映して、平成4年度、3千852世帯を境に、平成24年度1月時点では約2.5倍、9千936世帯まで増加しております。

受給者増加にあわせて、保護費も増加を続けております。平成4年度の法内扶助費合計86億8千304万5千円に対し、平成25年度予算につきましては、法内扶助費合計は約2.5倍の220億2千526万2千円、扶助費総計では220億6千272万6千円を計上しているところではす。

また、生活保護を取り巻く課題であります。が、受給者の増加等を受け、国は、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むこととしております。が、本市も同様に、生活保護受給者に至る前の生活困窮者への支援、また、生活保護受給者への自立支援を図ることが大きな課題であると認識しております。

○あなだ委員 ただいま生活保護制度についての現状認識と課題についてお答えをいただきました。が、現状としては、平成5年度から受給者増加にあわせ、保護費も増加し続けてきた中、市としての課題認識としては、生活保護受給に至る前の生活

困窮者への支援と、生活保護受給者への自立支援ということで、私も生活保護に入らないための予防策と同時に、生活保護から出ていく、いわゆる再チャレンジの支援を十分に図っていくということが大切であると思うところではありますが、生活保護を取り巻く現状と課題については、それだけではない、それだけの認識であるとするれば、甘いものではないか、そう思うわけであります。

そこで、今回、適切な予算執行と言えるのか、そこをこれから確認していきたいと思うわけではありますが、その前に、そうしたものが補われているのか、平成25年度予算における重点的な取り組みなどがあればお示しをいただきたいと思います。

**○佐々木福祉保険部次長** 本市では、これまで生活保護受給者の自立を図るための取り組みとして、就労や年金受給を支援する8つの自立支援プログラムを中心に、医療や給付の適正化を進めるため、生活保護適正実施推進事業を進めてまいりました。

平成25年度では、事業費3千936万円、そのうち、新たに保護世帯の子どもへの学習や生活面で支援を行う子どもの健全育成支援事業を実施すべく、事業費680万円を計上しているところです。

**○あなだ委員** これまで市としての生活保護を取り巻く現状と課題について、平成25年度予算における重点的な取り組みについて、この2つをお示しいただいたわけではありますが、余り問題点には触れられていないので。

まずは、これまでの本市の生活保護行政が適正に執行されてきたと言えるかどうか、市の見解を伺いたいと思います。

また、平成25年度はどのようなになっているのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

**○佐々木福祉保険部次長** 生活保護行政につきましては、生活保護世帯の増加に応じた適正なケースワーカーの確保や、雇用状況が厳しい中での稼働年齢層への効果的な就労支援、保護世帯が抱える多岐にわたる問題の対応等、課題もあるところですが、国や道からの指導や保護課内部での業務の見直しなどを行い、適正な保護の実施に努めてきたところです。

平成25年度においても、本市生活保護の動向を踏まえながら、適正な保護行政

を進めてまいりたいと思っております。

○**あなだ委員** これまでも適正に生活保護が実施されており、平成25年度においても同様である、そう受けとめてもよろしいでしょうか。

○**佐々木福祉保険部次長** そのとおりでございます。

○**あなだ委員** これまで生活保護においては、不正受給や就労意欲に欠ける受給者の問題や、生活保護を悪用した貧困ビジネスなど、そうした問題が社会問題化する中で、問題解決に向けて、職員の皆さんも大変御苦労されているのは承知のところでありますが、今回、そういうモラルの問題とは別に、生活保護においては、生活保護法という国のルールがあり、これに従わなければならないわけで、いわば、法にのっとっていない、そう言わざるを得ない予算執行が起こってよいのかということをお話しをさせていただきたいと思えます。

具体的に申しますと、外国人への生活保護支給の問題についてであります。

まず、外国人に対する生活保護支給の現状、旭川における外国人人口、そのうちどれくらいの外国人が生活保護を受給しているのか、世帯数、支給額などについてもお示しをいただきたいと思えます。

○**佐々木福祉保険部次長** 外国人が世帯主である生活保護世帯について、国の統計によりますと、平成23年度平均で4万4千364世帯、7万3千30人となっております。本市においては、37世帯51名が保護を受給しているところです。

平成24年12月末で、本市における外国人の人口は691人であります。本市において、世帯主及び世帯員として、外国人が受給している世帯の世帯員全員の人数は、平成24年度12月現在で、本市の被保護人員1万3千867人のうち73人です。

外国人につきましても、日本国籍を持つ他の保護者と同様に、国が定める基準に基づき、保護費を算定しているところであります。本市においては、平成24年4月から12月まで、総額で7千901万2千105円の保護費支給となっております。

○**あなだ委員** 本市における外国人の生活保護の現状についてお示しをいただきましたが、外国人人口に対し、受給の割合が非常に高いものとなっていることがわかりました。

支給額も平成24年度は、4月から12月までの9カ月で8千万円近いお金が支払われていたと。世帯数で割り返しても、なぜか年金よりも高い。ここでも逆転現象が起きているのではないかと、不公平感を感じるわけであります。

そこで、外国人への生活保護支給がなぜに問題なのか、法にのっとっていない、そう言わざるを得ないのか。

まず、生活保護法、この法律の目的、第1条によりますと、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、いわゆる国民の生存権であります。国が、生活に困窮する全ての国民、日本国民に対しと定めてあります。

この日本国憲法第25条に規定する理念というのは、第25条第1項、全ての国民、日本国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。同条第2項、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

当然のことですが、いずれの国においても、政府は、自国民の保護を第一に考えるわけで、我が国においても、日本国憲法も、生活保護法も、保護の対象を国民、日本国民のみと規定しているわけであります。

そこで、保護の対象を国民と規定しているにもかかわらず、本市においては、日本国籍以外の者にも生活保護を支給している。法的な根拠について、これがないにもかかわらず、なぜに支給しなければならないのか、お答えをいただきたいと思えます。

また、平成25年度においても、こうした日本国憲法や生活保護法で規定されていない日本国籍以外の者にも生活保護が支給されるのか、されないのか、お答えをいただきたいと思えます。

**○佐々木福祉保険部次長** 委員御指摘のとおり、日本国籍を持たない外国人については、生活保護法の対象となっておりませんが、国の通知、昭和29年5月8日、社発第382号に基づき、生活に困窮する外国人については、法による保護に準じた取り扱いを行うものとされております。後段の日本人以外の者についても、困窮する者については、当然適用されるということです。

**○あなだ委員** 再度確認しますが、国の通知というのは、厚生省が昭和29年に出した厚生省社会局長通知であって、これ法律ではありませんよね。

○佐々木福祉保険部次長 はい、そのとおりです。

○あなた委員 市は、法的な根拠はないが、厚生省が昭和29年に出した、厚生省社会局長通知に基づき、これに準じて、これを根拠に現在も外国人に生活保護を支給している、そう受けとめてもよろしいですか。

○佐々木福祉保険部次長 はい、そのとおりです。

○あなた委員 では、市は、通知に基づいて支給しているということでありまして、憲法解釈においた、法的根拠がない中の質疑となるわけでありまして、通知を根拠とすることが、解釈は適切と言えるのか、何点か確認をさせていただきたいと思えます。

まず、事前に、市が根拠としている厚生省社会局長通知、これをいただきましたので、この通知の運用指針を読みました。そこには、終戦前より国内に在留する朝鮮人、台湾人は、従来、日本の国籍を有していたのであり、講和条約の発効によって初めて日本国籍を喪失したわけであると。そうありますとおり、サンフランシスコ講和条約の発効前までは、日本国民として、日本人と同じようにして法の適用を受けてきた朝鮮人や台湾人が、発効後、自分たちの意思とは関係のない中で、国籍が朝鮮、台湾となったわけでありまして。

この通知が出された昭和29年は、戦後間もない時期にあつて、日本人のみならず、朝鮮や台湾籍となった方々の生活困窮者も非常に多く、通知にもあるとおり、日本が種々の外交問題が解決していない中、外交機関により救済を求めることが、現在のところ全く不可能であると。

そして、日本国民として一緒に大東亜戦争を戦った朝鮮や台湾の方々を全く手当てしないわけにはならない。そうした背景から、戦後の一時的な行政措置として手当てする。これ何度読んでみても、そう解釈するほかないのですが、本市の現状においては、この昭和29年の厚生省社会局長通知、これを要するに、戦後の混乱期から復興期にかけてのものを、高度成長期、バブル期、バブル崩壊期、平成成長期を経て、そして、現在に至った、いまだに60年前のこうした通知を根拠として、法の適用対象外とはならない外国人に対して支給している、予算で見ている、そういうことなんですね。

そこで、昭和29年のこの通知には、このように書かれてあります。「生活保護

法第1条により、外国人は法の適用対象とはならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては」、明確に法の適用外としながらも、「一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手續により必要と認める保護を行うこと。」このような内容となっているわけであります。

そこで、市の解釈としては、当時のこの通知にある「当分の間」と、この解釈についてどう捉えているのか、ことしまでなのか、来年までなのか、10年後までか、50年後、100年後までなのか。はたまた、この通知を根拠に、何も考えず、惰性でこれまで支給してきたのか、もう60年たっているわけです。それとも、法の適用対象にはならない外国人に対して、これからもこの通知を根拠として、未来永劫、法律では対象外となっている外国人に支給しようと考えているのか、その見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

**○佐々木福祉保険部次長** 生活保護の行政の執行につきましては、法令や国の通知に基づいて行うものであり、地方自治体には、制度の枠組みについての裁量権はなく、御質問の件につきましても、国の通知に基づき実施しております。そのことを御理解願ひたいと思ひます。

また、通知に基づいて、いついつまでかという、そういう期限については、国からの通知がない限りは続けるというのが今の解釈です。

**○あなだ委員** 国からの通知が来るまで、ということは、国から通知が来なければ、未来永劫、これを根拠に、旭川市として、法の適用外となる外国人に支給する、そういうことですか。

**○佐々木福祉保険部次長** 先ほど申し上げましたように、旭川市が云々というんでなくて、地方自治体全部がそのような取り扱いだと思ひっております。

**○あなだ委員** この通知には、何て書いてあるか、外国人に対する保護に対して、日本国民の場合には、法による保護を法律上の権利として保障しているのであるから、保護を受ける権利が侵害された場合には、不服申し立ての制度がある。しかしながら、外国人の場合は不服の申し立てをすることはできない、権利が侵害されても。これ、必ずしもこの通知にのっとらなくてもいいのではないか。

そこで、まず、市として、法の適用対象外となる外国人に対して、この通知に基づいて支給をしている。この通知がよりどころなわけであります。

私なりに、今回、この質疑を機会に、この通知に対して、この根拠が適正かどうか、生活保護の歴史をいろいろと調べてみたわけでありませう。そもそも戦後の混乱期の昭和21年、終戦直後、引揚者等を対象とした緊急の餓死防止対策がスタートいたしまして、これをもとに、昭和25年、生存権に基づいた、貧困者全般を対象とした生活保護法がスタートしたわけでありませう。

この昭和25年という年は、在日朝鮮人が市民税免除と生活保護の徹底を求めて、神戸市長田区を襲撃するなど、朝鮮人生活保護闘争を展開、各地で騒乱を起こしていた年でありませう。

翌年の昭和26年には、生活保護受給者204万6千646人、ピークを記録し、さらには昭和24年から始まったドッジ・ライン政策、これによってデフレが進行し、失業者、倒産が相次いだ。在日朝鮮人も例外ではなく、失業者が激増した年であったわけでありませう。

加えて、昭和25年勃発した朝鮮戦争により、朝鮮半島から難民が押し寄せ、朝鮮人による生活保護闘争なる暴動等も頻発し、社会不安も高まっていたことから、外国人にも当面の間、一時的な行政措置として、こうした背景の中で、昭和29年に厚生省の通知が出された。そういう背景も当時の記録にあるわけでありまして、どう考えても法的な根拠を持たない。

それだけではなく、通知の背景や趣旨が伴わない中、昭和29年のこうしたものを根拠とした予算執行、外国人に対する生活保護支給は、私は、市民理解が得られるものではないと、そう思うわけでありませうが、見直しの是非、市の見解についてお聞かせいただきたいと思ひませう。

**○佐々木福祉保険部次長** 行政通知による、旭川市の見直しを、今に至ってするか、しないかということの御質問だと思ひませうけども、先ほど申し上げたように、旭川市独自で云々ということじゃなくて、あくまでもこれは、法定受託事務の中でやっているものですから、旭川市独自でやるという考え方は持っておりませう。

**○あなだ委員** 答えにはなっていないんですけども、では、こうした現状をもとに、市民理解が得られるかどうか、どう考えているのか、市の見解をお示しいただきたいと思ひませう。

**○佐々木福祉保険部次長** 生活保護が国民に対して、国が定めた基準や規則をもつ

て運用されていることに鑑みて、外国人であっても、生活に困窮する者に必要な保護を行うということは、人道的な立場から措置されているものと考えております。

**○あなだ委員** 外国人であっても、生活に困窮する者に必要な保護を行うことは、人道的立場から措置されているということですね。

そういう考えであれば、人道的観点から、国の、わざわざ財政難の旭川市、この税金を使わなくても、国の難民指定とか、いろいろな法にのっとった形でやり方があると考えるのですが、いかがですか。

また、これが市民においても理解が得られる根拠、これもあればお示しいただきたいんですが。

**○佐々木福祉保険部次長** 市民理解云々ということにつきましては、調査をしたわけでもありませんが、やはり先ほど申しましたように、外国人云々というんでなくて、困窮する外国人ということの、困窮という視点に立ちまして、先ほど申しましたように、人道的立場から理解が得られるのではないかなというふうには思っております。

**○あなだ委員** 答えにはなっていないのではないかなと思うんですが、これ以上続けても同じような気がします。

続けて、では、この外国人受給者に対して、生活保護受給期間中に免除、あるいは減免、減額となる制度としてどのようなものがあるか、お示しいただきたいと思います。

**○佐々木福祉保険部次長** 保護受給に伴い、市・道民税や固定資産税、また、水道使用料、家庭ごみ処理手数料、NHK放送受信料、市立学校授業料も同様に、免除や減額の措置が図られているところです。

**○あなだ委員** 次に、本市の外国人受給者の平均受給期間、これについてお示しいただきたいと思います。

**○佐々木福祉保険部次長** 平成25年3月1日現在で、平均受給期間は、10年4カ月となっております。

**○あなだ委員** 最低限度の生活を保障するとともに、自立を目的としている生活保護ですが、外国人の受給期間が10年4カ月と、こうしたものになっていることに対して、長いと感じるか、短いと感じるか、お答えいただきたいと思います。



○佐々木福祉保険部次長 その世帯の状況に応じて、これ平均をとったものですから、個々に応じなければ、なかなかそういう、長い、短いについては、なかなか論議できないと思います。

○あなだ委員 実態として、平均で10年4カ月、これ非常に長いものですね。短いとは言えないですね。

そこで、いろいろなケースはあるかと思うんですが、生活保護には、生活扶助のほか、住民扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、なりわい扶助、葬祭扶助、こうしたもののほかに、ただいまお示しいただきました免除、減免となる制度があるということなんですが、先ほどから通知ですとか準用ですとか、そういった答弁が繰り返されているんですが、そもそも在留外国人の社会保障については、一義的に責任を負うのは、その者が所属する国家である。これ、最高裁の判例でも、判決でも見られるとおり、そう思うところなんですが、市民感情として、苦しい家計の中から、長年こつこつこつこつと掛金を納め、この不景気の中、年金で細々と暮らす日本人の高齢者よりも、無年金の外国人受給者は、生活費、住宅費に始まり、法的根拠がない中、介護、医療、葬式まで手当てしてもらえる。このほかにも多くの免除、減額措置がとられている。そして、平均受給期間は10年4カ月、この期間に対しても、何とも言えないということでしたけれども、これ非常に不公平な実態。

こうした予算執行というものはどう思うのか、本当に市民理解が得られている、調査していないからわからない。調査しなかったことにも驚きなんですけども、どう考えるか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木福祉保険部次長 繰り返しのこととなりますけど、やはり外国人云々というよりも、困窮している外国人に対する人道的な措置という観点からの措置ですので、その点については御理解いただきたいと思っております。

○あなだ委員 困窮しているところも含めて、じゃ、在留外国人の社会保障を一義的に責任を負うのは、その者が所属する国家であるわけでありませう。

年金で生活する高齢者、再度お伺いしますけども、この無年金の外国人受給者が多額の資金、こうしたものを受け取っている不公平な実態をどう考えるのか、お聞かせください。

○佐々木福祉保険部次長 年金の問題につきましては、外国人のみならず、日本人の中で大きな問題になっているかと思えます。それにつきましては、国の制度として、社会制度の全般の見直しの中で論議していくものと考えております。

○あなだ委員 それでは、外国人の保護の申請に当たっては、どのような手続を経て、受給資格を与えているのか、お示してください。

○佐々木福祉保険部次長 外国人の保護の申請に当たっては、その者が所属する国の領事館等へ、必要な保護が受けられるかどうか確認し、自国からの援助の可否が前提でありまして、先ほども委員が申しましたように、不服申し立てができないなど、法による保護と、法の準用による保護の取り扱いに大きな違いがございます。その中で、こうした事情があるにしても、生活に困窮する者への必要な保護を行わなければならない状況にあると考えております。

○あなだ委員 現在保護を受けている外国人は、申請に当たって、その者が所属する国の領事館等へ、必要な保護を受け取れるものかどうか、これを市で確認し、自国からの援助を断ち切られた者、そういう解釈でよろしいですか。

○佐々木福祉保険部次長 はい、そのとおりです。

○あなだ委員 それでは、その外国人、今、受給している外国人の生活保護受給者、これを国籍別にお示しいただきたいと思えます。

○佐々木福祉保険部次長 平成24年12月現在で、本市における外国人のいる世帯の世帯員全員の人数73人です。世帯にいる外国人の国別で見ますと、国籍別で見ますと、韓国33名、朝鮮13名、中国11名、フィリピン10名、ロシア5名、パキスタン1名となっております。

○あなだ委員 韓国が33名、朝鮮が13名、中国が11名、フィリピンが10名、ロシアが5名、パキスタンが1名ということですが、先ほど、現在保護を受けている外国人は、自国からの援助を断られた者ということでありました。国民の保護は、その者が所属する国家の責任であります。これ常識ですね。朝鮮、韓国、中国、フィリピン、ロシア、パキスタンといった国は、それを放棄したということですよ。

市は、法の適用対象外となる、こうした外国人に対して、市民の税金を使って、先ほども言われておりましたけども、困窮する外国人、人道的な立場から、そうい

った理由で、こうした外国人を保護していると繰り返されているわけではありますが、人道的に、それを放棄するような非人道的な、そうした国と友好関係は築けるのか、市民の税金を使っている以上、その者が所属する国の領事館等へ市としてこれまで抗議したのか。抗議しているとすれば、どのような抗議をしてきたのか、お答えください。

○佐々木福祉保険部次長 抗議した事例はございません。

○あなだ委員 先ほど生活に困窮する外国人に対して、必要な保護が受けられるのか確認し、抗議はしていないということでもありますけども、自国からの援助の可否、これを確認しているということでありましたが、これ、韓国籍、朝鮮籍の方にも同様の手続というか、こういった取り扱いしているのでしょうか。

○佐々木福祉保険部次長 先ほど申しました昭和29年5月8日の国の通知では、生活に困窮している外国人が、朝鮮人及び台湾人である場合には、その属する国の領事館等への確認は必要ないということが記述されており、通知で示されたとおりの取り扱いをしております。

○あなだ委員 台湾人は受給してないんですけども、朝鮮人、韓国人に対しては、そうした手はずは踏んでないということでもありますよね。

その通知、続きがあるんですけども、これ読んでいきますと、生活に困窮する外国人が、朝鮮人及び台湾人である場合と、この続きが、これ通知2なんですけども、終戦前より国内に在留する朝鮮人、台湾人について特例を設けた理由として、次のページに書かれているんですが、現在、韓国33名、朝鮮13名、これ合わせて46名、これ全員、終戦前より国内に在留する朝鮮の方なんですか。

○佐々木福祉保険部次長 全員というわけではございません。

○あなだ委員 通知に基づいてないということですよ。

○佐々木福祉保険部次長 こちら辺につきましては、韓国、朝鮮人の方の保護を受けた背景、もしくは住んでいる背景等について、いろいろ背景もあると思いますので、そこら辺を確認してみないと、今、戦前から住んでいないという表現しましたけども、2世、3世という可能性もいろいろございますので、そういうことで、今の質問に対しては、そういうことです。

○あなだ委員 市が根拠とするこの通知においては、終戦前より国内に在留する朝

鮮人、台湾人と書いてあるんですけども、今、2世、3世、4世の時代になって、そういった方々にもそれを確認してみないとわからない。実際そういう状況で、これまで外国人に対する予算執行というものがされてきたと、そういうことですよね。

○佐々木福祉保険部次長 はい、そのとおりです。

○あなだ委員 時間、これ以上の……、切れのいいところであるということと、今、そこら辺のところを確認をする意味でということ、よろしくお願いします。

○宮本委員長 質疑の途中だけれども、明日。

○あなだ委員 あと30分まではかかると。

○宮本委員長 じゃ、皆さんにお伺いしますけども、まだ残り時間何分かありますが、あなだ委員は、明日質疑したいということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会 午後4時59分

○平成25年3月12日（火）

○宮本委員長 おはようございます。

ただいまから予算等審査特別委員会民生建設公営企業分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の分科会で、室井委員から要求ありました3件の資料につきまして、委員各位のお手元に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

室井委員にお聞きしますが、資料の説明はよろしいですか。

（室井委員「はい」と言う）

それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、昨日に引き続き、議案第15号の分担部分のうち、民生常任委員会所管分、議案第16号、議案第19号、議案第23号ないし議案第25号、議案第34号のうち民生常任委員会所管分、議案第35号の分担部分、議案第36号ないし議案第55号及び議案第69号の以上29件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。御質疑願います。

あなだ委員。

○あなだ委員 おはようございます。

きのうまでは、憲法や生活保護、厚生省社会局長通知の解釈等についてどうなのかというお話をさせていただいたわけではありますが、中途半端になった部分もありますが、外国人の生活保護、これを国籍別に示していただいたわけで、半数以上が韓国、朝鮮籍であった。

これについて、通知の運用解釈の受けとめもありますが、市としても、こうした外国人の自立を促すため、民団や総連に対しても職業訓練の積極参加、こうしたものの申し入れについても積極的に行っていただきたい。そう指摘をさせていただきたいと思うところであります。

やはりこれから将来的に、さらに無年金の外国人が年老いることなどで、年々増加していくであろう外国人生活保護者を、きちんと掛金を納めてきた日本人との逆転現象、こうした矛盾は、将来的に生活保護や無年金者の増加をもたらすのではないかと、そう思うわけであります。

生活保護制度の制度疲労も指摘をされるところでありますが、支給あるところには、必ず負担をする側があるわけであって、市民が、負担する側が不公平を感じない、ルールにのっとった形で、どういうふうに、より適正化を図っていくべきかということで、次に、保護適正化について何点か伺ってまいりたいと思うところでありますが、まず、ここまでを総括して、部長に見解を、考えをお示しいただきたいと思えます。

**○山口福祉保険部長** 昨日の質疑、それから、ただいまの御質問、御意見ございました、外国人に対する取り扱いでありますけれども、あなだ委員の御指摘にもありました。それから、これまでのいろんな議論の中で、やはり憲法できちんと整理すべきだという議論も私も聞いております。さまざまな感情論というものも聞いております。

ただ、現行法規の中で、一地方自治体が生活保護に対する基準等について、何らかできる裁量権というのは持っていないのが現状でございます。その中で、やはり憲法で保障された最低限の国民に対する生活保障でありますから、そういう意味では、生活保護全般に対する基準なり考え方というものは、国が責任を持って示していくというのが基本であろうと思えます。

賛否両論の中では、例えば考え方の一つとして、国際法の中で、相互主義というのがございます。つまり、日本で外国人に対して生活保護をやるのであれば、外国も日本に対してやるべきだと、そういった考え方も一つございますが、そういったことも含めて、やはり国が国民に対して、その制度の是非というものを判断して示していくべきだというように考えております。

また、他市においてのさまざまな取り組みについても、参考にできる部分については参考にしながら対応してまいりたいと思っております。

**○あなだ委員** 昨日も外国人においては、生活困窮する外国人に対し、人道的な立場から措置をされているということで、人道的な観点からも、国の難民指定など、いろいろな法にのっとった形というものもあるのも現実でありますし、きょうは、これ以上掘り下げてもというところでもありますので、そうした他都市の事例を踏まえて、いろいろなそういった国の制度も含めて、私などもこれから調査研究していきたいと思うところでもありますけれども、行政側としても、そういったところを今後

掘り下げて、お調べいただきたいと思うところであります。

そこで、次、保護適正化についてということなのですが、きのうも述べさせていただきましたが、戦後の混乱期の昭和21年、引揚者等の貧困対策としてスタートした生活保護であります。昭和26年に保護受給者が204万6千646人と、ピークを記録したわけであります。

しかしながら、これが昨年、過去最高の210万人、これを突破したわけでありまして、高齢者世帯の増加、厳しい雇用状況が続いているとはいえ、当時の人の生活は、戦争により、廃墟のように破壊し尽くされた国土の中から立ち上がろうとしていた時代にあつての、こうした204万人という数字であります。今の我々よりも極端に貧しい時代であったわけであります。

しかしながら、なぜか現在のほうが多い不正受給や就労意欲に欠ける受給者の問題や、生活保護を悪用した貧困ビジネス、外国人の不正受給問題ということも今回やらせてもらいましたけども、当時なかったもの、こういったものも問題として出てきていると。

そこで、保護行政の適正化、これが今求められていると思うわけですが、そうした中、全国中核市における本市の保護率の状況、これがどうなっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

**○水澤福祉保険部保護第2課長** 本市保護率の状況であります。直近、平成24年11月の保護率におきましては、中核市41市中、函館市46.6パーミル、東大阪市42.5パーミルに次ぐ39.4パーミルとなっているところであります。

**○あなだ委員** 既に本市においては、中核市ワースト3に入る生活保護のまちであると認識をしなければならないと思うわけですが、高齢者世帯の増加、厳しいこの情勢が続いているのは旭川市だけではありません。

一方で、同様の状況下においても保護率の低い都市が存在するわけでありまして。現に存在するわけでありまして。保護行政のあり方、適正化が問われるわけでありまして。

そこで、今回の予算執行に当たり、きのうもお話をさせていただきました、生活保護に入らないための予防策と、生活保護から出ていくための再チャレンジ、いわゆる再チャレンジの支援、これがどのように盛り込まれているのか、これは具体的

にお示しをいただきたいと思います。

**○水澤福祉保険部保護第2課長** まず、生活保護から自立する取り組みといたしましては、就労による自立を図るため、現在の自立支援プログラムなどにより、受給者の意欲や能力に応じた就労支援を行っております。

今後につきましては、ハローワークなどとの連携を強化するなど、より効果的な支援方策についても検討してまいります。

続いて、生活保護に入らない予防策としてであります。さらに平成25年度につきましては、新たに実施する子どもの健全育成支援事業につきまして、生活保護世帯の子どもが成長した後も生活保護を受け続けるという、いわゆる貧困の連鎖防止を大きな目的としているものでありますので、長期的には生活保護受給を防ぐ一助となるものと考えております。

**○あなだ委員** なぜ本市においては生活保護がふえ続けるのか、歯どめのきかない状況にあるのかということで、給付がふえるということは、同時に負担もふえるということでもあります。少子高齢化も進展する中、給付と負担のバランスが適正に維持されないことには、持続可能なものになっていかないということで、予算執行に当たり、新たな取り組みも盛り込まれているということの説明いただきましたが、これまでもさまざまな指摘もさせていただきましたが、社会経済情勢の変化によって、制度が想定していたもの、想定していなかったもの、制度疲労の問題、こうしたものも実際にあるわけではあります。それを政治であり行政が、いかに調整していくかということも極めて重要であると思うわけでもあります。

そこで、本市の現状を踏まえ、そうした制度を今後、持続可能なものにしていくためにどう考えているのか、見解をお示しいただきたいと思います。

**○山口福祉保険部長** 我が国全体がそうですけれども、やはり高齢化の進展と、経済情勢、雇用情勢が大変厳しいと。中でも北海道においては、有効求人倍率を含めて、非常に状況としては悪いわけがあります。

そんな中で、中核市で本当に、先ほどの答弁のとおり、上から3番目という状況にあります。北海道全体も、これまた高い状況でありまして、北海道全体の主要10市の中でも第5位というぐらいの北海道の状況というものもございます。

そういった状況が、今後やはり多分続くだろうということが想定されますので、



やはり財源なんかを考えたときに、非常に、国全体として3.7兆円、旭川市においても220億円という状況でありますから、そういった意味では、自治体の財政に大変な影響を与えている制度であります。

ただ、これは、先ほども申し上げましたように、憲法が保障する生活制度でありますから、ここはしっかり国が責任を持って制度維持、これに努めていくべきであるというふうに考えております。

**○あなだ委員** 最後になりますけれども、生活保護費の不正受給に対する批判が今、全国で高まる中、今回、兵庫県小野市が、生活保護費や児童扶養手当をパチンコなどのギャンブルで、生活が維持できなくなるまで浪費することを禁止する、小野市福祉給付制度適正化条例の制定を目指しているわけであります。大変全国的にも反響があるようで、議会を通す前からホームページに条文を載せていると。

そうした中で、これがいいか悪いか、本市でできるかどうかということとは別に、本市においても、こうした制度運用のさらなる適正化の積極論議を図るような発想、そうしたものを、ここ旭川からも全国に発信するような気概が求められると、そう思うわけではありますが、最後、見解を副市長にお聞かせいただきたいと思いますが。

**○岡田副市長** 生活保護というのは、先ほども部長からお答えしていますけれども、憲法に基づいて行っている事業でございますので、やはり一定の生活レベルを国民全てがひとしく享受できるようにしなければならぬ。そういった事務について我々が担っている。

ただ、一部に、例えば不正受給であるとか、そういったものが見られると。そこはやっぱり適正に、我々もいろんな努力はしていますけれども、まだまだ市民からは、甘いのではないかという批判も受けております。そこは、改善できるところは改善していかなければならないというふうに思っております。

それから、新年度、青少年のための事業というのを新たに取り組むことにしておりますけれども、やはりそういった法定受託事務とはいえ、自治体の裁量でいろいろ取り組める部分もあるわけですから、そこは積極的に考えていかなければならないと、そんなふうに思っております。

以上です。

**○あなだ委員** 市のほうでは、地域主権ということを高らかに掲げられているとい

うことで、今回のこの外国人の問題にしても、やはり最後には、国がというふうな意見になってしまうんですけども、この地域主権というのも、国の言いなりにはならない、国と地方は平等である、対等であると。そうした中で、やはりおかしいものはおかしいということをしつかりと訴えていかないといけないと思うわけであります。

例えば、一例、調べてみたんですけど、大阪市においても、例えば生活保護の問題ですとか、貧困ビジネス対策、こうしたものを、例えば不正受給のどういった案件があったか、具体的にそういったものをホームページで公開して、抑制につなげる策をしつかりとっているわけであります。

中国人、在留外国人の生活保護の申請、これは明らかにおかしいというものも、市としての意思をしつかりと表明した中で、今回のこの外国人の問題も、市民からおかしいんじゃないかということで、私もやらせていただきました。こうしたものを市としてもしつかりと疑問点なり、改善しなければならない、そういった思いも含めて、しつかりそういったところを表に発信していくということも重要なのではないかな、見習わなければならないところなのかと思うわけであります。

本市の保護行政においてはより厳格な、制度運用のさらなる適正化、これを強く求めまして、終わりたいと思います。